

湖西市パートナーファミリーシップ宣誓制度実施要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、性の在り方を問わず多様性を認め合い、誰もがいきいきと活躍できるまちの実現を目指すため、パートナーファミリーシップ宣誓制度の実施について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において次に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

(1) パートナーファミリーシップ

互いを人生のパートナーとして尊重し、日常生活において相互に協力し合うことを約した2者の間の関係をいう。

(2) 宣誓

パートナーファミリーシップの関係にある2者が、市長に対し、互いがパートナー関係にあることを誓うことをいう。この場合において、当該パートナーの一方又は双方に、生計を同一とする未成年の子（実子又は養子をいう。以下同じ）がおり、かつ、当該子の氏名を第4条に規定するパートナーファミリーシップ宣誓書（様式第1号）に記載したときは、当該パートナーがその子と生活を共にしている、又は共にすることを約することを宣誓することを含むものとする。

（宣誓の要件）

第3条 パートナーファミリーシップの宣誓をすることができる者は、次の各号全てに該当する者とする。

- (1) 双方がともに民法（明治29年法律第89号）第4条に定める成年であること。
- (2) 共に宣誓をしようとする者の少なくともいずれか一方が市内に住所を有し、又は市内への転入を予定し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第24条の規定により本市を転出先として届け出ていること。
- (3) 双方に配偶者がいないこと。
- (4) 双方が相手方以外の者とパートナーファミリーシップの関係を形成していないこと。
- (5) 宣誓をしようとする者同士が民法（明治29年法律第89号）第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている者同士の関係にないこと。ただし、パートナーファミリーシップの関係に基づき養子縁組をしている又はしていたことにより当該関係に該当する場合は除く。
- (6) 次条に規定する宣誓書に子の氏名を記載する場合は、当該者がパートナーの一方の子であって、民法（明治29年法律第89号）第4条に定める未成年かつパートナーと生計

が同一であること。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、双方が必要事項を自ら署名したパートナーファミリーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の宣誓書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1)住民票の写し又は住民表記載事項証明書（宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。）ただし、市内への転入を予定している者（以下「転入予定者」という）にあつては、次に定める書類

ア 市内に住所を有する者と共に宣誓をしようとする場合にあつては、住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書（宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。）又は転出先として本市が記載された転出証明書の写し

イ 市内に住所を有しない者と共に宣誓をしようとする場合にあつては、転出先として本市が記載された転出証明書の写し

(2)戸籍抄本（宣誓日前3か月以内に官公庁等で発行されたものに限る。）なお、日本国籍を有していない者にあつては、現に婚姻していないことを証する書類

(3)前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

3 市長は、宣誓をしようとする者の一方又は双方が自署することができないと認めるときは、双方及び職員の立会いの下で、これを代筆させることができる。

4 宣誓をしようとする者は、宣誓書に通称名（戸籍に記載された氏名に代わるものとして広く通用しているものをいう。以下同じ。）を使用することができる。

5 市長は、宣誓をしようとする者（第3号の規定により代筆する者を含む。）が、本人であることを確認するため、次の各号のいずれかの書類の提示を求めることができる。

(1)個人番号カード

(2)旅券

(3)在留カード

(4)前各号に掲げるもののほか、官公庁が発行した本人の顔写真が貼付された免許証、許可証、資格証等であつて、市長が適当と認めるもの

(5)その他前各号に掲げる書類に準ずるものとして市長が相当と認める書類

6 市長は、宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）が前条に規定する要件を満たしていると認めるときは、当該宣誓者に対し、受領印を押印した宣誓書の写しを交付する。

(受領証等の交付)

第5条 市長は、宣誓者が第3条に規定する要件を満たしていると認めるときは、当該

宣誓者に対し、パートナーファミリーシップ宣誓書受領証（様式第2号）及びパートナーファミリーシップ宣誓書受領カード（様式第3号）（以下これらを「受領証等」という。）を交付する。ただし、宣誓時点において一方が転入予定者である宣誓者（他の一方が市内に住所を有する者である宣誓者を除く。）又は双方が転入予定者である宣誓者に対しては、当該転入予定者が住民票の写し又は住民表記載事項証明書（市内への転入後のものであって、その提出日以前3か月以内に発行されたものに限る。）を市長に提出した後に交付する。

2 前条第5項の規定は、前項の場合について準用する。

（受領証等の再交付）

第6条 宣誓者は、受領証等を紛失、毀損、汚損等により当該宣誓受領証等の再交付を受けようとするときは、第8条第1項各号のいずれかに該当する場合（共に宣誓をしたもの同士が婚姻した場合及び一方が死亡した場合を含む。次条第1項及び第9条第1項において同じ。）を除き、市長に対し、パートナーファミリーシップ宣誓受領証再交付申請書（様式第4号。以下「再交付申請書」という。）を提出することにより、受領証等の再交付を受けることができる。この場合において、毀損又は汚損により再交付を受ける場合にあつては、当該宣誓受領証等を添付しなければならない。

2 第4条第5項の規定は、前項の場合について準用する。

（受領証等の記載事項の変更）

第7条 宣誓者は、受領証等に記載された内容に変更が生じたときは、パートナーファミリーシップ宣誓受領証等変更届出書（様式第5号。以下「変更届出書」という。）に受領証等及び次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、受領証等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、当該受領証等の提出を要しない。

(1) 戸籍上の氏名を変更した場合にあつては、戸籍抄本

(2) 前号に掲げる以外の場合にあつては、市長が必要であると認める書類

2 第4条第5項の規定は、前項の場合について準用する。

3 市長は、第1項の規定により変更届出書の提出があつたときは、変更後の受領証等を交付する。

（受領証等の返還）

第8条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、受領証等を市長に返還するとともに、パートナーファミリーシップ宣誓受領証返還届（様式第6号）を、市長に提出しなければならない。

(1) 宣誓者の意思によりパートナーファミリーシップの関係が解消されたとき。

(2) 宣誓者の一方が死亡したとき。

(3) 第3条第2号から第6号までに掲げる要件に該当しなくなったとき（共に宣誓をした

者同士が婚姻したときを除く）。

(4) 宣誓者が、パートナーファミリーシップの宣誓をした時点において第3条各号のいずれかに該当していなかったことが判明したとき。

(5) 一方又は双方が宣誓受領証等を不正に利用し、又は偽造し、若しくは変造したと市長が認めるとき。

2 第4条第5項の規定は、前項の場合について準用する。

(宣誓書記載内容証明書の交付)

第9条 宣誓者は、前条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、パートナーファミリーシップ宣誓書記載内容証明書交付申請書（様式第7号）を市長に提出することにより、パートナーファミリーシップ宣誓書記載内容証明書（様式第8号）の交付を受けることができる。

2 第4条第5項の規定は、前項の場合について準用する。

(情報の管理)

第10条 宣誓者から提出された個人情報については、湖西市個人情報保護条例（平成17年条例第7号）に基づき適切に取り扱う。

(市民及び事業所への周知及び啓発)

第11条 市長は、市民及び事業所がこの要綱の規定に基づくパートナーファミリーシップの宣誓及びその趣旨を理解するとともに、その社会活動の中でこれらを尊重し、公平かつ適切な対応をとることができるよう、周知及び啓発に努めるものとする。

(補足)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。